

神奈川県に多文化共生をすすめる会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県に多文化共生をすすめる会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市神奈川区に置く。

第2章 基本理念・目的及び事業

(基本理念)

第1条 本会の基本理念を以下に定める

- (1) 外国に繋がる人と地域の人が、同じ地域の住人として理解しあう。(文化、考え方の違いなど)
- (2) 外国につながる人が、地域で活躍できるようにする。
- (3) 外国に繋がる人と地域の人が、楽しく交流できる場を作る。

(目的)

第2条 本会は、神奈川区の多文化共生を推進することで住み良い社会をつくり、もって公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条

1項 本会は、目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 神奈川県にある多文化共生団体の情報交換、交流、相互協力
- (2) 神奈川県に在住する外国人との交流、支援
- (3) 神奈川区の多文化共生施策への調査、提言
- (4) その他、目的達成のために必要だと判断した活動

2項 本会は、次のその他事業を行う。

- (1) バザー
- (2) その他

3項 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第1条

1項 本会の会員は、正会員は総会における議決権をもつ。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し活動を推進するために入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び個人

2項 団体会員の要件

- (1) 本会の基本理念に組織として賛同すること
- (2) 3名以上の者が共同の目的を達成するために結合した活動中の集団。
- (3) 本会の定例会に参加又は情報共有ができる組織で、本会が承認した集団。

3項 その他、会員種別に関する詳細については、別に定める。

(入会)

第2条

1項 会員の入会については、特に条件は定めない。

2項 会員として入会しようとする者は、所定の方法で申し込むものとする。その他、入会に関する詳細については別に定める。

3項 前項の申込があれば正当な理由がない限り認めなければならない。

4項 2項の者の入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(会費等)

第3条 会員は、総会において定める会費等を納入しなければならない。詳細については別に定める。

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第5条 会員は、所定の方法で理事会に届け出れば任意に退会することができる。詳細については別に定める。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第7条 既納の会費等及びその他拠出金品は、返還しない。

第4章 機関

(機関)

第1条

1項 本会は、意思決定および活動運営のために次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 定例会議
- (3) 事務局会議

2項 総会は会員総数の過半数の出席をもって開会する。

3項 総会における議決事項は事前に会員に通知し、出席者の（委任状を含む）過半数の賛意によって成立する。

4項 総会及び定例会議の議長は原則として代表が行う。ただし、代表からの指示により事務局員がこれを行うことが出来る。

(総会)

第2条

1項 総会は本会の最高議決機関であり、本会の会員をもって構成され代表がこれを召集する。

2項 総会は年1回、原則として年度初めに開催される。ただし、定例会議で必要と認めた場合、臨時に開催することが出来る。

3項 総会は以下の事項を議決する。

- (1) 会の年度活動計画および予算の決定。
- (2) 会の年度活動報告および決算の承認。
- (3) 会計監査の承認。
- (4) 役員を選任および解任。
- (5) 会則の変更ならびに改廃の承認。

- (6) 会の解散ならびに合併。
- (7) 会員の除名。
- (8) その他会の運営に関する重要事項。

(定例会)

第3条

- 1項 定例会議は本会の執行機関であり本会の会員をもって構成され、原則として2ヶ月に1回代表の招集により開催するほか、代表が必要と認めた場合も臨時に開催することが出来る。
- 2項 定例会は以下の事項を討議する。
 - (1) 活動計画案の作成審議。
 - (2) 月次活動報告。
 - (3) 会員の入退会の承認。
 - (4) 年度初め以外の総会の開催決議。
 - (5) その他本会の運営に必要な事項の決定および執行。

第5章 役員

(役員)

第1条 本会は次の役員をおく。但し、兼任を妨げない。

- | | | |
|------|---------|----|
| (1) | 代表 | 1名 |
| (2) | 副代表 | 1名 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 事務局長 | 1名 |
| (5) | 会計監査 | 1名 |
| (6) | 相談コーナー | 1名 |
| (7) | 交流・イベント | 1名 |
| (8) | 広報・情報提供 | 1名 |
| (9) | 行政と連携 | 1名 |
| (10) | 学校と連携 | 1名 |

(任期)

第2条

- 1項 役員の任期は1年とする。
- 2項 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(選任)

第3条 役員は総会において会員から選任する。

(職務)

第4条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 代表は本会を代表し一切の会務を統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表がその職務を執行できないときには、その任務を執行する。
また、会計を補佐する。
- (3) 会計は会計事務を行い、決算時には収支を報告する。
- (4) 会計監査は会計業務を監査する。
- (5) 事務局長は会の総務を担当する。

第6章 会計

(会計年度)

第1条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第2条 会の経費は、会費、寄付金、助成金およびその他により賄う。

(会費)

第3条

- 1項 会員は会に対し年額1団体1000円、個人会員及び18歳以下のみで構成される団体は500円の会費を納めるものとする。
- 2項 会費の額は総会において見直すこともある。
- 3項 納入した会費はいかなる理由があろうとも返金しない。

(寄付金)

第4条 寄付金の受け入れは定例会議で決定する。

付則

この会則は、平成26年7月16日より施行する。

平成30年1月10日改定

令和3年6月21日改定